

令和7年度

那珂川市予算書

福岡県那珂川市

議案第 29 号

令和7年度 那珂川市一般会計予算

令和7年2月5日

令和7年度那珂川市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22, 146, 727千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 400, 000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月5日提出

那珂川市長 武 末 茂 喜

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金 額
1. 市 税		6, 9 4 3, 4 4 6
	1. 市 民 税	2, 9 8 6, 4 6 0
	2. 固定資産税	3, 4 1 2, 1 1 9
	3. 軽自動車税	1 4 2, 5 1 1
	4. たばこ税	3 9 7, 1 1 5
	5. 入湯税	5, 2 4 1
2. 地方譲与税		1 4 0, 1 4 7
	1. 自動車重量譲与税	9 0, 9 5 3
	2. 地方揮発油譲与税	3 0, 7 8 8
	3. 森林環境譲与税	1 8, 4 0 6
3. 利子割交付金		2, 2 2 8
	1. 利子割交付金	2, 2 2 8
4. 配当割交付金		3 1, 5 9 7
	1. 配当割交付金	3 1, 5 9 7
5. 株式等譲渡所得割交付金		3 4, 4 8 3

単位：千円

款	項	金 額
	1. 株式等譲渡所得割交付金	34,483
6. 法人事業税交付金		72,596
	1. 法人事業税交付金	72,596
7. 地方消費税交付金		1,196,606
	1. 地方消費税交付金	1,196,606
8. ゴルフ場利用税交付金		45,514
	1. ゴルフ場利用税交付金	45,514
9. 環境性能割交付金		18,760
	1. 環境性能割交付金	18,760
10. 地方特例交付金		45,926
	1. 地方特例交付金	45,926
11. 地方交付税		3,253,264
	1. 地方交付税	3,253,264
12. 交通安全対策特別交付金		8,394
	1. 交通安全対策特別交付金	8,394

単位：千円

款	項	金 額
13. 分担金及び負担金		1 4 7, 3 4 7
	1. 分 担 金	1, 0 7 5
	2. 負 担 金	1 4 6, 2 7 2
14. 使用料及び手数料		2 2 4, 6 4 6
	1. 使 用 料	5 4, 3 9 0
	2. 手 数 料	1 7 0, 2 5 6
15. 国庫支出金		4, 7 7 5, 5 1 1
	1. 国庫負担金	3, 9 9 3, 2 7 9
	2. 国庫補助金	7 4 2, 8 9 5
	3. 国庫委託金	3 9, 3 3 7
16. 県支出金		1, 7 6 7, 7 1 5
	1. 県負担金	1, 3 2 2, 2 2 8
	2. 県補助金	4 0 8, 1 2 4
	3. 県委託金	3 7, 3 6 3
17. 財産収入		2 6, 4 3 6

単位：千円

款	項	金 額
	1. 財産運用収入	17,874
	2. 財産売却収入	8,562
18. 寄 附 金		535,000
	1. 寄 附 金	535,000
19. 繰 入 金		1,650,630
	1. 繰 入 金	1,650,630
20. 繰 越 金		80,000
	1. 繰 越 金	80,000
21. 諸 収 入		205,359
	1. 延滞金、加算金及び過料	4,860
	2. 預金利子	1,000
	3. 貸付金元利収入	40,000
	4. 雑 入	159,499
22. 市 債		941,122
	1. 市 債	941,122

単位：千円

款	項	金 額
歳 入	合 計	2 2, 1 4 6, 7 2 7

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1. 議 会 費		1 9 5, 7 2 2
	1. 議 会 費	1 9 5, 7 2 2
2. 総 務 費		2, 8 3 3, 0 5 0
	1. 総務管理費	1, 8 4 9, 1 3 5
	2. 徴 税 費	2 7 6, 0 0 7
	3. 戸籍住民基本台帳費	1 4 7, 2 3 3
	4. 選 挙 費	3 3, 1 0 1
	5. 統計調査費	3 7, 1 4 4
	6. 監査委員費	1 1, 9 3 1
	7. 企 画 費	3 7 2, 9 2 9
	8. まちづくり費	1 0 5, 5 7 0
3. 民 生 費		8, 9 1 7, 6 3 7
	1. 社会福祉費	2, 9 2 7, 7 9 3
	2. 児童福祉費	4, 7 2 7, 7 4 7
	3. 生活保護費	1, 2 6 1, 6 4 0

単位：千円

款	項	金 額
	4. 災害救助費	4 5 7
4. 衛 生 費		1, 4 5 2, 1 5 5
	1. 保健衛生費	1, 4 5 2, 1 5 5
5. 農林水産業費		4 3 2, 2 0 8
	1. 農 業 費	3 8 7, 1 3 7
	2. 林 業 費	4 4, 1 7 1
	3. 地 理 費	9 0 0
6. 商 工 費		2 4 8, 7 4 3
	1. 商 工 費	1 1 3, 5 7 0
	2. 観光事業費	1 3 5, 1 7 3
7. 土 木 費		1, 3 3 3, 5 6 7
	1. 土木管理費	2 5, 4 6 7
	2. 道路橋梁費	5 1 4, 9 6 1
	3. 河 川 費	9 8, 5 7 5
	4. 都市計画費	6 4 0, 4 0 4

単位：千円

款	項	金 額
	5. 住 宅 費	5 4, 1 6 0
8. 消 防 費		8 5 2, 6 9 8
	1. 消 防 費	8 5 2, 6 9 8
9. 教 育 費		3, 2 0 4, 6 2 0
	1. 教育委員会費	8 0 1, 1 6 5
	2. 学校教育費	7 7 9, 2 0 6
	3. 小学校費	2 2 6, 1 9 6
	4. 中学校費	7 2, 6 3 9
	5. 幼稚園費	1 8 3, 6 4 6
	6. 小中学校分校費	3, 1 3 7
	7. 社会教育費	1, 1 3 8, 6 3 1
10. 災害復旧費		1, 0 0 0
	1. 災害応急復旧費	1, 0 0 0
11. 公 債 費		1, 2 7 4, 7 9 7
	1. 公 債 費	1, 2 7 4, 7 9 7

単位：千円

款	項	金 額
12. 諸支出金		1, 3 4 3, 8 0 3
	1. 繰 出 金	1, 3 4 3, 8 0 3
13. 予 備 費		5 6, 7 2 7
	1. 予 備 費	5 6, 7 2 7
歳 出 合 計		2 2, 1 4 6, 7 2 7

第 2 表 債 務 負 担 行 為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
本会議会議録作成業務委託料	令和7年度～令和8年度	2,451
印刷製本費（住民税・軽自動車税納税通知書等）	令和7年度～令和8年度	598
納付書ブックニング・封入等業務委託料（市民税）	令和7年度～令和8年度	1,722
給報等及び確定申告書データ作成業務委託料	令和7年度～令和8年度	3,156
小学校入学記念品購入費	令和7年度～令和8年度	816

第 3 表 地 方 債

単位:千円

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政対策債	56,522	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共事業等債(御迎え団地内道路新設事業)	15,300			
公共事業等債(橋梁長寿命化対策事業)	15,500			
公共施設等適正管理推進事業債(道路改修事業)	58,200			
公共事業等債(市道西川原仲線道路改良事業)	36,400			
公共事業等債(大型カルバート長寿命化対策事業)	9,200			
公共事業等債(市道恵子前線道路改良事業)	22,300			
防災減災国土強靱化緊急対策事業債(総合運動公園線道路新設)	9,500			
公共事業等債(都市公園新設事業)	20,600			

単位:千円

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共施設等適正管理推進事業債(都市公園長寿命化対策事業)	42,800	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共施設等適正管理推進事業債(博多南駅前広場等LED化事業)	16,100			
一般補助施設整備等事業債(AIオンデマンド交通運行事業)	61,400			
公共施設等適正管理推進事業債(博多南駅前公園設備改修事業)	4,100			
緊急自然災害防止対策事業債(西畑川改修事業)	96,500			
公営住宅建設事業債(市営住宅長寿命化対策事業)	27,700			
脱炭素化推進事業債(社会体育施設照明LED化事業)	121,400			
公共施設等適正管理推進事業債(社会体育施設照明LED化事業)	6,500			
公共事業等債(大万寺裏遺跡群等発掘調査事業)	6,800			

単位:千円

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共施設等適正管理推進事業債(中央公民館照明LED化事業)	3,000	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
緊急自然災害防止対策事業債(福岡女子商業高等学校用地急傾斜地対策事業)	226,300			
上水道事業債(一般会計出資債)	5,100			
公共施設等適正管理推進事業債(エコピア・なかがわ改修事業)	29,600			
公共事業等債(南面里大池改修事業)	27,000			
緊急自然災害防止対策事業債(裂田水路護岸改修事業)	19,200			
公共事業等債(一の井堰改修事業)	2,300			
公共施設等適正管理推進事業債(学童保育所空調設備改修事業)	1,800			
計	941,122			

議案第 30 号

令和7年度 那珂川市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年2月5日

令和7年度那珂川市の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,003,373千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月5日提出

那珂川市長 武 末 茂 喜

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金 額
1. 国民健康保険税		9 9 3, 3 9 4
	1. 国民健康保険税	9 9 3, 3 9 4
2. 使用料及び手数料		1 4
	1. 使用料及び手数料	1 4
3. 国庫支出金		1
	1. 国庫補助金	1
4. 県支出金		3, 5 2 0, 7 2 3
	1. 県負担金・補助金	3, 5 2 0, 7 2 3
5. 繰入金		4 6 9, 6 6 9
	1. 一般会計繰入金	4 6 9, 6 6 9
6. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
7. 諸収入		1 9, 5 7 1
	1. 延滞金、加算金及び過料	7, 6 3 2
	2. 雑入	1 1, 9 3 9

単位：千円

款		項	金 額
歳	入	合 計	5, 0 0 3, 3 7 3

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1. 総 務 費		9 3 , 2 8 0
	1. 総務管理費	7 3 , 9 3 1
	2. 徴 税 費	1 9 , 0 2 1
	3. 運営協議会費	3 2 8
2. 保険給付費		3 , 4 4 0 , 9 0 0
	1. 療養諸費	2 , 9 6 4 , 8 5 1
	2. 高額療養費	4 5 3 , 6 8 9
	3. 移 送 費	1
	4. 出産育児諸費	2 0 , 5 0 9
	5. 葬祭諸費	1 , 8 0 0
	6. 傷病手当金	5 0
3. 国民健康保険事業費納付金		1 , 3 8 8 , 7 1 5
	1. 医療給付費分	9 2 8 , 2 3 0
	2. 後期高齢者支援金等分	3 3 8 , 4 9 3
	3. 介護納付金分	1 2 1 , 9 9 2

単位：千円

款	項	金 額
4. 財政安定化基金拠出金		1
	1. 財政安定化基金拠出金	1
5. 保健事業費		6 3, 4 4 5
	1. 保健事業費	1 4, 4 8 6
	2. 特定健康診査等事業費	4 8, 9 5 9
6. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
7. 公 債 費		1
	1. 公 債 費	1
8. 諸支出金		3, 8 7 1
	1. 償還金及び還付加算金	3, 8 7 1
9. 予 備 費		1 3, 1 5 9
	1. 予 備 費	1 3, 1 5 9
歳 出	合 計	5, 0 0 3, 3 7 3

議案第 31 号

令和7年度 那珂川市介護保険事業特別会計予算

令和7年2月5日

令和7年度那珂川市の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,781,427千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月5日提出

那珂川市長 武 末 茂 喜

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金 額
1. 保険料		9 0 9, 7 5 7
	1. 介護保険料	9 0 9, 7 5 7
2. 使用料及び手数料		1
	1. 手数料	1
3. 国庫支出金		7 2 9, 9 4 1
	1. 国庫負担金	6 1 4, 7 2 3
	2. 国庫補助金	1 1 5, 2 1 8
4. 支払基金交付金		9 5 8, 1 5 4
	1. 支払基金交付金	9 5 8, 1 5 4
5. 県支出金		5 2 9, 2 2 4
	1. 県負担金	4 8 9, 9 1 8
	2. 県補助金	3 9, 3 0 6
6. 繰入金		6 4 7, 4 3 5
	1. 一般会計繰入金	6 2 7, 4 3 5
	2. 基金繰入金	2 0, 0 0 0

単位：千円

款	項	金 額
7. 繰越金		6, 2 9 6
	1. 繰越金	6, 2 9 6
8. 諸収入		1 1 9
	1. 延滞金、加算金及び過料	9 5
	2. 雑入	2 4
9. 財産収入		5 0 0
	1. 財産運用収入	5 0 0
歳 入 合 計		3, 7 8 1, 4 2 7

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1. 総務費		1 1 9, 5 0 3
	1. 総務管理費	7 8, 1 5 5
	2. 徴収費	8, 1 6 7
	3. 介護認定審査会費	3 3, 1 8 1
2. 保険給付費		3, 3 9 8, 8 9 6
	1. 介護サービス等諸費	3, 1 0 0, 6 6 7
	2. その他諸費	2, 2 9 1
	3. 高額介護サービス等費	9 4, 4 4 4
	4. 特定入所者介護サービス等費	6 2, 0 7 5
	5. 介護予防サービス等諸費	1 2 4, 6 0 5
	6. 高額医療合算介護サービス等諸費	1 4, 8 1 4
3. 地域支援事業費		2 5 6, 7 5 2
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	1 1 4, 7 4 9
	2. 一般介護予防事業費	3 4, 8 2 8
	3. 包括的支援事業・任意事業費	1 0 6, 8 9 9

単位：千円

款	項	金 額
	4. その他諸費	2 7 6
4. 公債費		1
	1. 公債費	1
5. 基金積立金		5 0 0
	1. 基金積立金	5 0 0
6. 予備費		5, 7 7 5
	1. 予備費	5, 7 7 5
歳 出 合 計		3, 7 8 1, 4 2 7

第 2 表 債 務 負 担 行 為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等策定業務委託料	令和8年度	2,771

議案第 32 号

令和7年度 那珂川市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年2月5日

令和7年度那珂川市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ919, 131千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300, 000千円と定める。

令和7年2月5日提出

那珂川市長 武 末 茂 喜

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金 額
1. 高齢者医療保険料		6 8 4, 5 5 6
	1. 高齢者医療保険料	6 8 4, 5 5 6
2. 繰入金		2 0 2, 0 7 2
	1. 一般会計繰入金	2 0 2, 0 7 2
3. 諸収入		3 8 0
	1. 延滞金加算金及び過料	2 9
	2. 雑入	5 1
	3. 償還金及び還付加算金	3 0 0
4. 繰越金		3 2, 1 2 3
	1. 繰越金	3 2, 1 2 3
歳 入	合 計	9 1 9, 1 3 1

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1. 総務費		20,676
	1. 総務管理費	13,626
	2. 徴収費	7,050
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		898,004
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	898,004
3. 諸支出金		450
	1. 償還金及び還付加算金	450
4. 予備費		1
	1. 予備費	1
歳 出 合 計		919,131

議案第 33 号

令和7年度 那珂川市岩戸財産区特別会計予算

令和7年2月5日

令和7年度那珂川市の岩戸財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,701千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月5日提出

那珂川市長 武 末 茂 喜

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1. 財産収入		1, 1 0 1
	1. 財産運用収入	1, 1 0 1
2. 繰越金		6 4
	1. 繰越金	6 4
3. 諸収入		1
	1. 雑入	1
4. 繰入金		1, 5 3 5
	1. 繰入金	1, 5 3 5
歳入合計		2, 7 0 1

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1. 総務費		1, 8 6 1
	1. 総務管理費	1, 8 6 1
2. 諸支出金		2 4 0
	1. 繰出金	2 4 0
3. 災害復旧費		3 0 0
	1. 災害応急復旧費	3 0 0
4. 予備費		3 0 0
	1. 予備費	3 0 0
歳 出 合 計		2, 7 0 1

議案第 34 号

令和7年度 那珂川市安徳財産区特別会計予算

令和7年2月5日

令和7年度那珂川市の安徳財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,553千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月5日提出

那珂川市長 武 末 茂 喜

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1. 財産収入		1, 7 9 4
	1. 財産運用収入	1, 7 9 4
2. 繰越金		3 5 8
	1. 繰越金	3 5 8
3. 諸収入		1
	1. 雑入	1
4. 繰入金		5, 4 0 0
	1. 繰入金	5, 4 0 0
歳入合計		7, 5 5 3

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1. 総務費		1, 4 6 0
	1. 総務管理費	1, 4 6 0
2. 諸支出金		5, 8 7 5
	1. 繰出金	5, 8 7 5
3. 予備費		2 1 8
	1. 予備費	2 1 8
歳 出	合 計	7, 5 5 3

議案第 35 号

令和7年度 那珂川市南畑財産区特別会計予算

令和7年2月5日

令和7年度那珂川市の南畑財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,133千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月5日提出

那珂川市長 武 末 茂 喜

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1. 財産収入		4 7
	1. 財産運用収入	4 7
2. 繰越金		4 5 2
	1. 繰越金	4 5 2
3. 諸収入		1
	1. 雑入	1
4. 繰入金		7, 6 3 3
	1. 繰入金	7, 6 3 3
歳入合計		8, 1 3 3

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1. 総務費		1, 4 0 7
	1. 総務管理費	1, 4 0 7
2. 諸支出金		5, 7 2 6
	1. 繰出金	5, 7 2 6
3. 災害復旧費		5 0 0
	1. 災害応急復旧費	5 0 0
4. 予備費		5 0 0
	1. 予備費	5 0 0
歳 出 合 計		8, 1 3 3

議案第 36 号

令和7年度 那珂川市下水道事業会計予算

令和7年2月5日

令和7年度 那珂川市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度那珂川市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	4,426,000 m ³
(2) 排水戸数	20,915 戸
(3) 主な建設改良費 管路施設改築工事等	451,868 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益			1,081,376 千円
第1項 営業収益			931,456 千円
第2項 営業外収益			149,919 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用			1,028,876 千円
第1項 営業費用			945,644 千円
第2項 営業外費用			82,731 千円
第3項 特別損失			1 千円
第4項 予備費			500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額392,623千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額57,656千円、減債積立金取崩額32,962千円、過年度分損益勘定留保資金302,005千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 下水道事業資本的収入			554,725 千円
第1項 企業債			467,200 千円
第2項 国庫交付金			86,770 千円
第3項 県補助金			754 千円
第4項 工事負担金			1 千円

		支	出	
第1款	下水道事業資本的支出			947,348 千円
第1項	建設改良費			622,530 千円
第2項	流域下水道費			37,513 千円
第3項	企業債償還金			285,305 千円
第4項	予備費			2,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業 (建設改良)	467,200千円	証書借入又は 証券発行	年4% 以内	政府資金についてはその融資条件により、その他の 場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 66,202 千円

令和7年2月5日 提出

那珂川市長 武末 茂喜

